国立研究開発法人産業技術総合研究所懲戒手続規程

制定　平成17年４月１日　17規程第17号
最終改正　令和７年７月１日　令07規程第７号　一部改正

（趣旨）

第１条　この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の職員及び契約職員（以下「職員等」という。）に対する懲戒の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

（懲戒の原則）

第２条　理事長は、第５条の懲戒審査委員会の審査を経て、懲戒処分を行うものとする。

２　懲戒処分は、国立研究開発法人産業技術総合研究所職員就業規則（17規程第２号）第56条、国立研究開発法人産業技術総合研究所任期付職員就業規則（17規程第３号）第57条及び国立研究開発法人産業技術総合研究所契約職員就業規則（17規程第４号）第48条に規定する懲戒の事由（以下「懲戒事由」という。）に該当する行為でなければ、これを行うことができない。

３　懲戒事由を、その制定前の事案に対して遡って適用してはならない。

４　懲戒処分は、同一の事案に対して、重ねて行うことはできない。

５　懲戒処分は、同じ程度の事案に対して、懲戒の種類及び程度が異なってはならない。

（懲戒処分の量定）

第３条　懲戒処分の量定（以下「処分量定」という。）の決定に当たっては、非違行為の種類及び程度その他次に掲げる事項を総合的に考慮のうえ、相当なものとしなければならない。

一　非違行為の動機、態様及び結果

二　故意又は過失の程度

三　非違行為を行った職員等の職責及び職責と非違行為との関連

四　他の職員等及び社会に与える影響

五　過去の非違行為の有無

六　その他日頃の勤務態度及び非違行為後の対応等

２　処分量定については、別表の非違行為欄に掲げる非違行為の区分に応じ、同表の処分量定に掲げるとおりとする。ただし、個別の事案の内容によっては、別表に掲げる処分量定以外とすることがある。

３　職員等が、国立研究開発法人産業技術総合研究所倫理規程（17規程第14号）第17条に定める倫理監督者に相談し、その指導又は助言に従って行った行為が別表に掲げる非違行為に該当するときは、当該職員等に対し懲戒処分を行わないことができる。

４　別表に掲げられていない非違行為についても、別表に掲げる取扱を参考として判断し、懲戒処分とすることがある。

（非違行為の調査等）

第４条　国立研究開発法人産業技術総合研究所組織規程（26規程第72号）第３章に規定する組

織並びに組織規則（26規則第６号）第５条に規定するオープンイノベーションラボラトリ及び同規則第６条に規定する連携研究ラボの長（以下「部門等の長」という。）は、当該組織に所属する職員等（当該組織に所属し既に退職した職員等を含む。以下この条において同じ。）について懲戒事由に該当する非違行為があると思料するときは、速やかに理事長に報告しなければならない。

２　理事長は、前項による報告を受けた場合は、当該部門等の長（当該部門等の長が適当でないと認められるときは、懲戒審査委員会）に前項に係る非違行為について調査を要請し、当該調査結果の報告を求めるものとする。

３　理事長は、第１項の報告によるほか、懲戒事由に該当する非違行為があると思料するときは、当該部門等の長（当該部門等の長が適当でないと認められる場合は、懲戒審査委員会）に当該非違行為について調査を要請し、当該調査結果の報告を求めるものとする。

４　部門等の長は、前三項に規定する非違行為の調査及び報告について、労務室と密接に連絡をとるものとする。

５　非違行為の調査に当たり、懲戒事由に該当する非違行為があると思料した職員等（以下「審査対象職員等」という。）が希望した場合には、当該職員等の希望する職員等１名についても調査の対象とすることができる。

６　理事長は、第１項及び第２項又は第３項の報告により、懲戒事由に該当する非違行為があると思料する場合は、懲戒審査委員会に審査を付託する。

（懲戒審査委員会）

第５条　研究所に、職員等に対する懲戒処分に関する審査を行うため、懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の任務）

第６条　委員会は、第４条第６項により理事長から付託された事案について、公正かつ中立な立場で、次に掲げる事項について審査を行う。

一　懲戒事由に該当する事実の存否及び内容

二　懲戒の種類及びその程度

三　その他懲戒を行う上で必要な事項

２　委員会は、必要に応じて第４条第２項及び第３項の調査を行う。

３　委員会は、第１項から前項までに規定する事項のほか、国立研究開発法人産業技術総合研究所職員退職手当規程（18規程第39号。以下この条及び第17条にて「職員退職手当規程」という。）第26条の規定による諮問を受けたときは、次に掲げる事項について調査審議する。

一　職員退職手当規程第21条第１項又は第２項に規定する退職手当の支給制限

二　職員退職手当規程第22条第１項、第23条第１項又は第24条第１項から第５項までに規定する退職手当の返納又は退職手当相当額の納付

（委員会の組織）

第７条　委員会は、次に掲げる委員（以下「委員」という。）によって組織する。

一　運営統括責任者

二　理事、上級執行役員又は執行役員のうちから理事長が指名する者

三　副領域長又は副総合センター長　１名

四　経営企画本部企画部長

五　ＤＥＩ人事部長

六　その他必要に応じて理事長が指名する者

２　委員会に委員長を置き、運営統括責任者をもって充てる。

３　委員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会に出席することができない。

一　審査対象職員等と親族関係にある場合

二　審査対象職員等が国立研究開発法人産業技術総合研究所職員人事評価規程（13規程第13号）第３条に規定する被評価者に該当する場合

三　その他公平な審査を行うことが困難であると認められる場合

４　前項のほか、委員が職員等である場合において、自らが審査対象職員等となった場合は、委員会に出席することができない。

５　理事長は、委員が第３項及び前項に該当する場合は、代わりの者を指名する。

６　委員長に事故がある場合又は第３項に該当する場合は、理事長が指名した者がその職務を代理する。

（委員会の運営）

第８条　委員会は、委員長のほか、委員の過半数の出席がなければ、委員会を開き議決することができない。

２　委員会は、審査を行う上で必要と認めるときは委員会に参考人を出席させて事情等を聴取し、又は資料を提出させることができる。

３　委員会は、委員長を含む出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長が決定する。

４　委員会の庶務は、労務室が行う。

（委員会の非公開）

第９条　委員会は、公開しない。

（弁明の機会の付与）

第10条　委員会は、審査対象職員等に次に掲げる事項を記載した書面を手交し、弁明の機会を与えなければならない。

一　審査対象職員等の所属及び氏名

二　懲戒事由に該当する非違行為があると思料する理由

三　口頭弁明の日時及び場所又は弁明書の提出期日

２　前項の書面を手交できない場合においては、当該審査対象職員等の最新の通勤届の住所に当該書面を発送するものとし、発送した日の翌日から起算して２日を経過した日に手交したものとみなす。

（委員会への出席又は弁明書の提出）

第11条　審査対象職員等は、口頭弁明の場合においては指定された日時に委員会に出席し、書面による弁明の場合においては指定された期日までに弁明書を委員会に提出しなければならない。

（理事長への報告）

第12条　委員会は、審査が終了したときは、速やかに理事長に報告しなければならない。

（処分決定までの措置）

第13条　理事長は、審査対象職員等を出勤させることが適当でないと認める場合には、必要な期間自宅に待機させることができる。

２　前項の自宅待機に係る期間は、有給とする。

（懲戒処分の決定）

第14条　理事長は、委員会からの報告に基づき、懲戒処分の決定を行う。

２　懲戒処分の効力は、当該懲戒処分の対象となる職員等に対し、懲戒処分の内容を記載した懲戒処分通知書（別紙様式。以下「通知書」という。）を手交したときに発生するものとする。

３　前項の通知書を手交できない場合においては、当該職員等の最新の通勤届の住所に通知書を発送するものとし、発送した日の翌日から起算して２日を経過した日に手交したものとみなす。

（懲戒処分の概要の公表）

第15条　理事長は、次の各号のいずれかに該当する懲戒処分は、公表するものとする。

一　職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分

二　職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、懲戒解雇、諭旨退職、降格又は出勤停止である懲戒処分

２　理事長は、前項の場合において、事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、職名等の被処分者の属性に関する情報を、個人を識別されない内容のものとすることを基本として公表するものとする。

３　理事長は、被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等前二項によることが適当でないと認める場合は、前二項の規定にかかわらず、公表内容の全部又は一部を公表しないことができる。

４　理事長は、懲戒処分を行った後、速やかに公表するものとする。ただし、軽微な事案については、一定期間ごとに一括して公表することができる。

（手続の特例）

第16条　理事長は、懲戒処分事由に該当することが客観的に明白であって、かつ、緊急に懲戒解雇を行う必要がある場合に限り、第２条第１項の規定にかかわらず、委員会の審査を経ないで懲戒処分を行うことができる。

（職員退職手当規程に定める諮問に係る手続）

第17条　第９条から第12条までの規定は、第６条第３項の規定による手続について準用する。この場合において、第10条第２項中「２日」とあるのは「２週間」と読み替えるものとする。

（雑則）

第18条　この規程に定めるもののほか、懲戒の手続について必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

この規程は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（21規程第20号・一部改正）

この規程は、平成21年６月１日から施行する。

附　則（21規程第44号・一部改正）

この規程は、平成21年12月１日から施行する。

附　則（22規程第10号・一部改正）

この規程は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（22規程第59号・一部改正）

この規程は、平成22年10月１日から施行する。

附　則（24規程第52号・一部改正）

この規程は、平成24年10月１日から施行する。

附　則（25規程第35号・一部改正）

この規程は、平成25年10月１日から施行する。

附　則（26規程第71号・一部改正）

この規程は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（27規程第６号・一部改正）

この規程は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（27規程第109号・一部改正）

この規程は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（28規程第35号・一部改正）

この規程は、平成28年７月１日から施行する。

附　則（28規程第67号・一部改正）

この規程は、平成28年11月15日から施行する。

附　則（31規則第１号・一部改正）

この規則は、平成31年５月１日から施行する。

附　則（令02規程第20号・一部改正）

この規程は、令和２年10月１日から施行する。

附　則（令02規程第25号・一部改正）

この規程は、令和３年１月１日から施行する。

附　則（令02規程第26号・一部改正）

この規程は、令和２年12月28日から施行する。

附　則（令02規程第39号・一部改正）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令03規程第25号・一部改正）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令04規程第９号・一部改正）

この規程は、令和４年８月１日から施行する。

附　則（令04規程第22号・一部改正）

この規程は、令和４年10月１日から施行する。

附　則（令04規程第27号・一部改正）

この規程は、令和４年11月１日から施行する。

附　則（令05規程第29号・一部改正）

この規程は、令和６年１月１日から施行する。

附　則（令06規程第４号・一部改正）

この規程は、令和６年７月１日から施行する。

附　則（令06規程第37号・一部改正）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令07規程第７号・一部改正）

この規程は、令和７年７月１日から施行する。

様式（第14条関係）

懲戒処分通知書

被処分者 氏　　名（ふりがな）	（所　属） （職　名） （級号俸）
処分の内容 処分の理由 （この欄に記入しきれない場合には、別の用紙に記載して添付するものとする。） 根拠規定 処分効力発生日　　年　　月　　日 刑事裁判との関係　　起訴日　　年　　月　　日	
処分発令日 年　　月　　日 国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長　　（氏　　名）	

別表（第３条関係）

１．一般服務関係

非違行為		処分量定
欠勤	(1) 正当な理由なく１０日以内の間勤務を欠いたこと	出勤停止、減給又は戒告
	(2) 正当な理由なく１１日以上２０日以内の間勤務を欠いたこと	降格、出勤停止又は減給
	(3) 正当な理由なく２１日以上の間勤務を欠いたこと	解雇、諭旨退職、降格又は出勤停止
遅刻・早退	(4) 正当な理由なく勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いたこと	戒告
休暇の虚偽申請	(5) 病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をしたこと	出勤停止、減給又は戒告
勤務態度不良	(6) 勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、業務の運営に支障を生じさせたこと	出勤停止、減給又は戒告
職場内秩序を乱す行為	(7) 他の職員等に対する暴行により職場の秩序を乱したこと	降格、出勤停止又は減給
	(8) 他の職員等に対する暴言により職場の秩序を乱したこと	出勤停止、減給又は戒告
虚偽報告	(9) 事実をねつ造して虚偽の報告を行ったこと	減給又は戒告
秘密漏えい	(10) 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、業務の運営に重大な支障を生じさせたこと	解雇、諭旨退職、降格又は出勤停止
	(11) 上記(10)の場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らしたこと	解雇
	(12) 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、業務の運営に重大な支障を生じさせたこと	降格、出勤停止、減給又は戒告
技術情報漏えい	(13) 研究所が保有する研究成果等の技術情報（以下「技術情報」という。）を故意に漏らしたこと	解雇
	(14) 故意によらず、技術情報を漏らし、業務の運営に重大な支障を生じさせたこと	解雇、諭旨退職、降格又は出勤停止
兼業等の許可等の手続のけ怠	(15) 国立研究開発法人産業技術総合研究所兼業等規程（17規程第13号。以下「兼業等規程」という。）の規定に違反して、兼業又は	出勤停止、減給又は戒告

	自営の事業に従事することの許可等を得る手続きを怠り、これらの事業を行ったこと	
	(16) 兼業等規程第24条第１項の規定に違反して副業を行ったこと（契約職員にあっては、国立研究開発法人産業技術総合研究所契約職員就業規則第43条の規定に違反して事前に理事長に届け出ずに公職に就任したこと）	出勤停止、減給又は戒告
入札談合等に関与する行為	(17) 入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったこと	解雇、諭旨退職、降格又は出勤停止
個人の秘密情報の目的外収集	(18) その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集したこと	出勤停止、減給又は戒告
法人文書の不適正な取扱い	(19) 法人文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の法人文書を作成し、又は法人文書を毀棄したこと	解雇、諭旨退職、降格又は出勤停止
	(20) 決裁文書を改ざんしたこと	解雇、諭旨退職、降格又は出勤停止
	(21) 法人文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、業務の運営に重大な支障を生じさせたこと	出勤停止、減給又は戒告
セクシュアル・ハラスメント	(22) 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をしたこと	解雇、諭旨退職、降格又は出勤停止
	(23) 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返したこと	降格、出勤停止又は減給
	(24) 上記(23)の場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したこと	解雇、諭旨退職、降格又は出勤停止

	により相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	
	(25) 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行ったこと	出勤停止、減給又は戒告
	（注） 上記(22)から(25)までに掲げる非違行為に基づき処分を行うに際しては、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮の上判断するものとする。	
パワー・ハラスメント	(26) 相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えたこと	出勤停止、減給又は戒告
	(27) 指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返したこと	出勤停止又は減給
	(28) 相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させたこと	解雇、諭旨退職、降格、出勤停止又は減給
	（注） 上記(26)から(28)までに掲げる非違行為に基づき処分を行うに際しては、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮の上判断するものとする。	

２．金品等取扱い関係

非違行為		処分量定
横領	(1) 研究所の金品を横領したこと	解雇
窃取	(2) 研究所の金品を窃取したこと	解雇
詐欺	(3) 人を欺いて研究所の金品を交付させたこと	解雇
紛失	(4) 研究所の金品を紛失したこと	戒告
盗難	(5) 重大な過失により研究所の金品の盗難に遭ったこと	戒告
物の損壊	(6) 故意に職場において研究所の物を損壊したこと	出勤停止、減給又は戒告
失火	(7) 過失により職場において研究所の物の出火を引き起こしたこと	戒告
諸給与の違法支払・不適正受給	(8) 故意に法令及び研究所の規程等に違反して諸給与を不正に支給したこと及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給したこと	出勤停止、減給又は戒告
金品処理不適正	(9) 自己保管中の研究所の金銭の流用等金品の不適正な処理をしたこと	出勤停止、減給又は戒告
コンピュータの不適正使用	(10) 職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、研究所の業務	出勤停止、減給又は戒告

	の運営に支障を生じさせたこと	

３．業務外非行関係

非違行為		処分量定
放火	(1) 放火をしたこと	解雇
殺人	(2) 人を殺したこと	解雇
傷害	(3) 人の身体を傷害したこと	降格、出勤停止又は減給
暴行・けんか	(4) 暴行を加え、又はけんかをした職員等が人を傷害するに至らなかったとき	出勤停止、減給又は戒告
器物損壊	(5) 故意に他人の物を損壊したこと	出勤停止、減給又は戒告
横領	(6) 自己の占有する他人の物（研究所の金品を除く。）を横領したこと	解雇、諭旨退職、降格又は出勤停止
	(7) 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物（研究所の金品を除く。）を横領したこと	出勤停止、減給又は戒告
窃盗・強盗	(8) 他人の財物を窃取したこと	解雇、諭旨退職、降格又は出勤停止
	(9) 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取したこと	解雇
詐欺・恐喝	(10) 人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させたこと	解雇、諭旨退職、降格又は出勤停止
賭博	(11) 賭博をしたこと	出勤停止、減給又は戒告
	(12) 常習として賭博をしたこと	降格又は出勤停止
麻薬等の所持等	(13) 麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をしたこと	解雇
酩酊による粗野な言動等	(14) 酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をしたこと	出勤停止、減給又は戒告
淫行	(15) １８才未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をしたこと	解雇、諭旨退職、降格又は出勤停止
痴漢行為	(16) 公共の場所又は乗物において痴漢行為をしたこと	降格、出勤停止又は減給
盗撮行為	(17) 公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けていない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をしたこと	降格、出勤停止又は減給

わいせつな行為	(18) 法令又は条例等に違反するわいせつな行為をしたこと	解雇、諭旨退職、降格、出勤停止、減給又は戒告

4．飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係

非違行為		処分量定
飲酒運転	(1) 酒酔い運転をしたこと	解雇、諭旨退職、降格又は出勤停止
	(2) 上記(1)の場合において人を死亡させ、又は人に傷害を負わせたこと	解雇
	(3) 酒気帯び運転をしたこと	解雇、諭旨退職、降格、出勤停止又は減給
	(4) 上記(3)の場合において人を死亡させ、又は人に傷害を負わせたこと	解雇、諭旨退職、降格又は出勤停止
	(5) 上記(4)の場合において事故後の救護を怠る等の措置義務違反をしたこと	解雇
	(6) 飲酒運転をした職員等に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をすすめたこと又は職員等の飲酒を知りながら当該職員等が運転する車両に同乗したこと	解雇、諭旨退職、降格、出勤停止、減給又は戒告
	(注) 上記(6)に掲げる非違行為に基づき処分を行うに際しては、飲酒運転をした職員等に対する処分量定、当該飲酒運転への関与の程度等を考慮の上判断するものとする。	
飲酒運転以外での交通事故（人身事故を伴うもの）	(7) 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせたこと	解雇、諭旨退職、降格、出勤停止又は減給
	(8) 上記(7)の場合において措置義務違反をしたこと	解雇、諭旨退職、降格又は出勤停止
	(9) 人に傷害を負わせたこと	出勤停止、減給又は戒告
	(10) 上記(9)の場合において措置義務違反をしたこと	降格、出勤停止又は減給
飲酒運転以外の交通法規違反	(11) 著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をしたこと	降格、出勤停止、減給又は戒告
	(12) 上記(11)の場合において物の損壊に係る交通事故を起こして措置義務違反をしたこと	降格、出勤停止又は減給
（注） 上記(1)から(12)までに掲げる非違行為に基づき処分を行うに際しては、過失の程度や事故後の対応等も情状として考慮の上判断するものとする。		

5．倫理規程違反関係

非違行為		処分量定
倫理規程違反	(1) 国立研究開発法人産業技術総合研究所倫理規程（17規程第14号。以下「倫理規程」という。）第13条第１項又は第２項の規定に違反して同規程第13条第１項に規定する贈与等報告書を提出しないこと	戒告
	(2) 倫理規程第13条第１項の規定に違反して虚偽の事項を記載した贈与等報告書を提出すること	出勤停止、減給又は戒告
	(3) 倫理規程第４条第１項第１号の規定に違反して利害関係者から金銭又は物品の贈与を受けること（(18)に掲げるものを除く）	解雇、諭旨退職、降格、出勤停止、減給又は戒告
	(4) 倫理規程第４条第１項第１号の規定に違反して利害関係者から不動産の贈与を受けること（(18)に掲げるものを除く）	解雇、諭旨退職、降格又は出勤停止
	(5) 倫理規程第４条第１項第２号の規定に違反して利害関係者から金銭の貸付を受けること	出勤停止、減給又は戒告
	(6) 倫理規程第４条第１項第３号の規定に違反して利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品の貸付を受けること（(18)に掲げるものを除く）	出勤停止、減給又は戒告
	(7) 倫理規程第４条第１項第３号の規定に違反して利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で不動産の貸付を受けること（(18)に掲げるものを除く）	降格、出勤停止又は減給
	(8) 倫理規程第４条第１項第４号の規定に違反して利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること（(18)に掲げるものを除く）	解雇、諭旨退職、降格、出勤停止、減給又は戒告
	(9) 倫理規程第４条第１項第５号の規定に違反して利害関係者から未公開株式を譲り受けること	降格、出勤停止又は減給
	(10) 倫理規程第４条第１項第６号の規定に違反して利害関係者から供応接待（飲食物の提供に限る）を受けること（(1)から(13)までに掲げるものを除く）	出勤停止、減給又は戒告
	(11) 倫理規程第４条第１項第６号の規定に	出勤停止、減給又は戒告

	違反して遊技又はゴルフをするために要する費用を利害関係者が負担して当該利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること	
	(12) 倫理規程第４条第１項第６号の規定に違反して海外旅行をするために要する費用を利害関係者が負担して当該利害関係者と共に海外旅行をすること	降格、出勤停止、減給又は戒告
	(13) 倫理規程第４条第１項第６号の規定に違反して国内旅行をするために要する費用を利害関係者が負担して当該利害関係者と共に国内旅行をすること	出勤停止、減給又は戒告
	(14) 倫理規程第４条第１項第７号の規定に違反して利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること（(11)に掲げるものを除く）	戒告
	(15) 倫理規程第４条第１項第８号の規定に違反して利害関係者と共に旅行をすること（(12)及び(13)に掲げるものを除く）	戒告
	(16)倫理規程第４条第１項第９号の規定に違反して、利害関係者をして、第三者に対し同項第１号から第８号までに掲げる行為をさせること	(3)から(15)までに掲げる非違行為に応じ当該各号の処分量定に準じて、解雇、諭旨退職、降格、出勤停止、減給又は戒告
	(17) 倫理規程第６条第１項の規定に違反して利害関係者に該当しない事業者等から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けること	出勤停止、減給又は戒告
	(18) 倫理規程第６条第２項の規定に違反して自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、それらの行為が行われた場に居合わせなかった利害関係者にその者の負担として支払わせること	解雇、諭旨退職、降格、出勤停止又は減給
	(19) 倫理規程第６条第２項の規定に違反して自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、それらの行為が行われた場に居合わせなかった利害関係者に該当しない事業者等にその者の負	出勤停止、減給又は戒告

	担として支払わせること	
	(20) 倫理規程第７条の規定に違反して書籍等の監修又は編さんに対する報酬を受けること	解雇、諭旨退職、降格、出勤停止、減給又は戒告
	(21) 倫理規程第８条第１項の規定に違反して、他の職員等の倫理規程第４条、第６条又は第７条の規定に違反する行為によって当該他の職員等（倫理規程第４条第１項第９号の規定に違反する行為にあっては、同号の第三者）が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受すること	解雇、諭旨退職、降格、出勤停止、減給又は戒告
	(22) 倫理規程第８条第２項の規定に違反して、理事長、倫理監督者その他研究所において職員等の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは他の職員等が倫理規程又は倫理要領（17要領第10号）に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいすること	降格、出勤停止、減給又は戒告
	(23) 倫理規程第８条第３項の規定に違反して、自ら管理し又は監督する職員等が倫理規程又は倫理要領に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実を黙認すること	降格、出勤停止又は減給
	(24) 倫理規程第９条の規定に違反して、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が10,000円を超えるときに、倫理監督者が定める事項を倫理監督者に届け出ないこと	戒告
	(25) 倫理規程第９条の規定に違反して、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が10,000円を超えるときに、倫理監督者が定める事項について倫理監督者に虚偽の事項を届け出ること	出勤停止、減給又は戒告

	(26) 倫理規程第10条第１項の規定に違反して倫理監督者の承認を得ずに利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて同項に規定する講演等をすること	出勤停止、減給又は戒告
	(27) 上記(1)から(26)までに掲げる非違行為が、当該職員等の職務に関する行為をすること若しくは行為をしたこと若しくは行為をしないこと若しくは行為をしなかったことの対価若しくは当該職員等が請託を受けその地位を利用して他の職員等にその職務に関する行為をさせ、若しくは行為をさせないようにあっせんすること若しくはあっせんしたことの対価として供応接待若しくは財産上の利益の供与を受けたものであるとき又はこれらの対価として第三者に対し供応接待若しくは財産上の利益の供与をさせたものであるとき	解雇、諭旨退職、降格又は出勤停止

６．研究活動上の不正行為関係

非違行為		処分量定
研究不正行為	(1) 国立研究開発法人産業技術総合研究所における研究倫理教育及び研究ミスコンダクトへの対応に関する規程（17規程第56号）第２条第１項に規定する研究ミスコンダクトを行ったこと	解雇、諭旨退職、降格又は出勤停止

７．監督責任関係

非違行為		処分量定
指導監督不適正	(1) 部下職員等が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていたこと	出勤停止、減給又は戒告
非行の隠ぺい、黙認	(2) 部下職員等の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認したこと	降格、出勤停止又は減給